

住宅リフォーム

費用の一部を補助

市では、市民のみなさんが

市内の施工業者または設計業者を通して、住宅のリフォームをする場合に、その経費の一部を補助する「住宅リフォーム資金補助事業」を行います。

申込資格 つぎの要件すべてに該当する人

①幸手市に居住していること
②対象住宅(共同住宅の場合には専有部分)に居住していること

ること

※対象住宅とは、自ら住んでいる住宅のこと。

③申込日現在で、市税および市で行う各種貸付制度において滞納していないこと

④市のほかの助成制度による補助対象工事費以外であること

⑤対象住宅が過去に、この

資金補助を受けていないこと

補助対象 工事および設計費が20万円以上(消費税別)で、平成22年4月1日以降に着工・着手し、平成23年2月28日までに完了する工事および設計

(左表参照)

※工事・設計がすでに完了しているものは、対象になりません。

補助金額 工事および設計費の5%に相当する額(千円未満は切捨て)

※10万円を上限額とします。

申込み 4月8日(木)から見積書と市税の完納証明書(税務課で発行するもの)を持参のうえ、建築指導課へ

※予算(180万円)の範囲内で先着順となります。

※改築工事または増築工事の場合、完了検査を受けなければなりません。この際、申請者負担で手数料がかかります。詳しくは、工事・設計業者にご確認ください。

問合せ 建築指導課 ☎(43) 1111 内線572・FAX(43) 7656

補助対象となる工事・設計

▼改築工事

住宅の全部または一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事

▼増築工事

住宅部分の床面積を増加させる工事

▼耐震補強工事

住宅の耐震性を高めるために基礎・土台・柱などを補強する工事

▼修繕・模様替え

住宅本体の修繕・模様替え

▼設備工事

台所、浴室、洗面所、暖房設備、給湯器設備、省エネルギー設備(太陽光発電システム)など

▼公共下水道への接続工事

宅内の浄化槽を取りやめ公共下水道へ接続する工事

▼設計業務

耐震診断および耐震補強工事のための設計

※工事を含まない物置やインテリア機器など物品の購入は対象外です。

教育審議会からの 答申書を 受理しました



▲教育審議会では慎重な審議が行われました

幸手市教育委員会は平成20年7月、児童数が減少する傾向にある当市の状況に鑑み、今後の小学校教育のあり方などに関する調査・研究が必要であると判断し、「市立小学校の統廃合の方向性について」、「吉田幼稚園存続の可否について」などを幸手市教育審議会に諮問しました。

教育審議会では、委員の専門的な見地から意見を交換し、地域住民や児童保護者に対しアンケートを実施するなど、広域的・多角的に

諮問された内容を審議してきました。会議回数は合計15回に及び、このほど、諮問に対する答申書が教育委員長に提出されました。

【答申内容(抜粋)】

①吉田幼稚園の今後のあり方

この件については、さらに審議を重ねたうえ、答申する。

②幸手市の小学校教育のあり方

(1)市立小学校の統廃合の方向性について

ア 西側エリア(行幸小学校、長倉小学校、香日向小学校)について

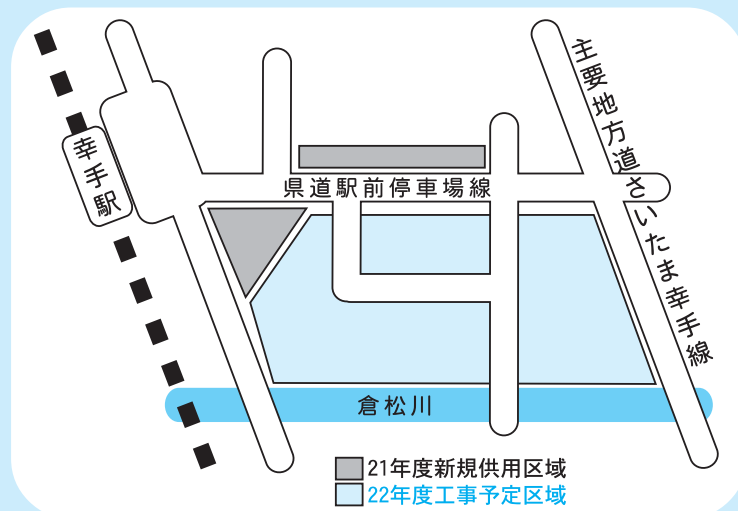
(9)

平成21年度には、中1丁目地内の県道駅前停車場線整備に伴い、公共下水道管渠整備を併せて行い、一部の地域（地図参照）で公共下水道の供用開始ができるようになりました。

また、財政状況に応じた下水道全体事業計画区域の見直しを行うなど、効率的な事業を進めました。

引き続き、平成22年度は、

公共下水道の供用開始と 工事予定のお知らせ



中1丁目地内倉松川沿い地区の公共下水道の供用開始を目指し整備を行う予定です。

今後におきましても、事業計画区域内における未整備地区の管渠整備を重点的に行い、供用開始区域の拡大を図ります。

早期接続にご協力を

公共下水道の利用可能区

域では、汲み取り便所や浄化槽式便所を市の基準により水洗便所化の改造をして、公共下水道に接続しなければなりません。

水洗便所化は、法律により公示の日から3年以内に行わなければならない。工事費用については「水洗便所改造資金融資あっせん制度」を設けていますので、ぜひご利用ください。

なお、接続替えの工事をする場合は、幸手市下水道排水設備指定工事店に依頼して施工してください。

下水道使用料は

公共下水道を利用されるようになると、上水道の使用水量に応じて算出された下水道使用料を負担していただくことになっており、お支払いは、原則として2か月ごとに上水道料金と一緒に納入していただくことになります。

◇ ◇

快適で住みよい環境づくりのために、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 下水道課 ☎(47) 3340・FAX(48) 0120

各学校の児童数の推移をみると、特に、香日向小学校における児童数の減少が顕著であり、複式学級の編制を余儀なくされる小規模化の傾向が強まる。したがって、複式学級のデメリットに鑑み、複式学級による学級編制を避けることが望ましい。

そこで、香日向小学校に係る統廃合について検討を重ねた結果、早急に統廃合を行うことにより、適正な規模での学校教育を施すことが重要であるとの結論に達した。

なお、統合先の学校については、香日向小学校を廃し、関係地域住民の意向を踏まえ、長倉小学校が望ましい。

イ 東側エリア（権現堂川小学校、吉田小学校、八代小学校）について

各学校の児童数の推移をみると、いずれも減少傾向ではあるが、複式学級の出現などの大きな変化は見られない。したがって、各学校の立地上の実情および地域的特性を十分考慮し検討を重ねた結果、現時点では、早

急に統廃合する必要がないとの結論に達した。

しかし、今後、小規模校のデメリットをさけるためにも、児童数の推移を慎重に把握したうえで、3校の統廃合について検討することが望まれる。

(2) 小規模校における小学校教育について

小規模校における小学校教育の改善・充実などの学校経営上の創意・工夫を進めるため、教職員の年齢構成上の改善および教育支援員の配置などをもって、子どもたちの笑顔と希望に満ちた魅力ある小学校教育が展開できるよう、小規模校に対するより一層の行政支援が必要であるとの結論に達した。

教育委員会では、提出された答申書の内容を真摯に受け止めるとともに、今後は関係機関と調整をし、幸手市としての方針を決定したうえで、学校、保護者、関係地域住民などに説明を行う予定です。

問合せ 教育委員会総務課

☎(43) 1111 内線 62
1・FAX(43) 3188